

酒米分析データの論文使用等に関する規則

令和2年9月15日制定

醸造技術の発展のために酒米研究会の分析データを利用して論文や学会発表を行うことは重要なことである。

酒米研究会の分析データは、現在の研究倫理に照らし合わせると、人的及び費用負担の観点から、分析機関（分析支部又は事務局）に帰属する。従って、分析に携わっていない者が、研究会データを使用して論文等を作成・執筆しようとする場合、データを取得した分析機関にデータ提供の承認を得る必要がある。

そこで、論文・学会発表など公知を目的とする場合の酒米研究会の分析データの使用手続きに関する規則を以下のとおり定める。なお、公知（論文・学会発表等）を目的としない使用については、承認を得る必要はないこととする。

1 分析機関（0,1,2分析支部・事務局）が論文使用する場合

自支部（事務局含む）で分析したデータについては会長（事務局）の承認を経ずに論文に使用できる。論文著者の所属には自身の所属に加え、「酒米研究会」を推奨する。

他支部分のデータも使用する場合は、3の扱いとする。

2 分析試料を栽培した研究機関（例：北海道、兵庫県、広島県等の農業試験場など）が論文使用する場合

分析機関と協議しデータ提供か連名かを決定し、会長（事務局）の承認を経ずに論文に使用できる。論文著者の所属に自身の所属に加え、「酒米研究会」を推奨する。

他支部分のデータを使用する場合は、3の扱いとする。

3 分析に携わっていない個人会員及び支部が論文使用する場合

（1）平均値データのようなある程度集約されたデータの場合

①論文作成者が会長（事務局）に論文概要を添えデータ使用を申請する。

②会長（事務局）が研究会データの使用について問題ないと判断した場合、会長（事務局）は分析した支部に対してデータの提供か連名論文著者希望の意向を確認する。

③分析した支部担当者が論文著者となる意向を示した場合、申請者は分析担当者との連名で論文に使用できる。分析した支部担当者が論文著者を辞退した場合は、分析担当者（支部名でも可）に対して謝辞を記載することを論文使用の条件とする。

（2）複数機関が取得した生データの場合

- ①論文作成者が会長（事務局）に論文概要を添えデータ使用を申請する。
- ②会長（事務局）が研究会データの使用について問題ないと判断した場合、会長（事務局）は分析した支部に対してデータの提供か連名論文著者希望の意向を確認する。
*分析した支部は自支部が分析した生データを使用して論文作成する場合に優先的な権利を有するため慎重に判断してもらおう。他者が生データを先に使用して論文公表した場合、分析支部は分析したにも関わらず他者の論文を引用することになる。
- ③分析した支部担当者が論文著者となる意向を示した場合、申請者は分析担当者との連名で論文に使用できる。分析した支部担当者が論文著者を辞退した（データ提供の意向を示した）場合は、分析担当者に対して謝辞を記載することを論文使用の条件とする。

(3) 1 機関が単独で取得した生データを使用する場合

- ①論文作成者が会長（事務局）に論文概要を添えデータ使用を申請する。
- ②事務局が使用申請者に対して実際に分析した機関を紹介し、使用申請者と分析機関に論文作成への使用についての協議を委ねる。

4 非会員が論文使用する場合

現在、非会員は酒米研究会データを閲覧できないことになっているが、共同研究先の中央会経由で閲覧できる。非会員が論文使用を希望する場合には酒米研究会の会員登録をした上で、上記3の扱いにより論文使用できるものとする。

なお、1～4のいずれの場合でも、研究費の一部を負担頂いた日本酒造組合中央会や試料収集に協力頂いた者への謝辞の記載を推奨する。